

申請についてのご注意

有効期間内の申請（切替申請）

○次の方は新しいパスポートに切り替えることが出来ます（ただし、残存有効期間は切り捨てになり、旅券番号は変わります）。
①有効期間が残り1年未満となった方 ②査証欄に余白のなくなった方 ③結婚などにより旅券面の記載事項に変更があった方
（②及び③の方については、現在の旅券と有効期間が同一の旅券（残存有効期間同一旅券）を申請することもできます。

申請書類の代理提出

○申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」に必要事項を記入して、代理提出の申し出をしてください。
ただし、お持ちの旅券を紛失、焼失、損傷した方、居所申請（一時帰国を含む）の方、刑罰関係等に該当する方は、代理提出はできません。
・申請には、1ページの①～⑤の書類のほか、代理人自身の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）も必要です。
・申請書の次の3つの欄は、必ず申請者本人が記入してください。
ア）表面の「所持人自署」及び「刑罰等関係」 イ）裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄

未成年者の申請

○申請できる旅券の種類は、有効期間5年の旅券です。
○申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（父または母）もしくは、後見人の署名が必要です。
※親権者が遠隔地に在住されている場合等は、親権者の署名がある「同意書」の提出で差支えありません。

住民登録地以外の県内居所地での旅券申請（居所申請）

○次の場合は、居所の市町村で申請ができます。（居所での電子申請は、居住の理由が就労・就学の場合のみ可能です。）
①住民登録地以外の県内の居所に居住していることが書類で確認できる場合
②海外からの一時帰国者で県内に滞在している場合など ※居所申請の場合、代理提出はできません。

居所を確認 できる書類の例	・学校所在地が記載されている学生証または在学証明書 ・会社発行の在籍証明書 ・船員手帳 ・居所の公共料金の請求書（申請者名義で直近のもの） ・有効な査証 ・滞在許可証 など
------------------	---

刑罰等関係の該当者

○申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、別途手続きが必要です。必ず事前に県旅券窓口にご相談ください。

その他

○非ヘボン式ローマ字表記や別名併記の希望者
（外国人との婚姻等の場合）氏名の非ヘボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、表記の確認に必要な書類を提出いただく必要がありますので、事前にご相談ください。

旅券の受領について

・受け取りは必ず本人が申請した窓口においでください。
・申請した日から6か月以内に必ずお受け取りください。

交付予定日	申請日から約2週間後（年末年始等を除く）。 ※補正に要した日数を除く。
-------	--

旅券窓口のご案内

旅券の申請、交付の窓口は、
申請者が住民登録している市町村です。

（※関川村に住民登録のある方は、村上市役所（本庁舎）が旅券窓口となります。）

【市町村旅券窓口】	
市町村	電話番号
新潟市	025-226-7744 (NEXT21 2階)
長岡市	0258-39-2295
三条市	0256-34-5540
柏崎市	0257-21-2200
新発田市	0254-28-9101
小千谷市	0258-83-3509
加茂市	0256-52-0080
十日町市	025-755-5058
見附市	0258-63-2702
村上市	0254-53-2111
燕市	0256-77-8126
糸魚川市	025-552-1511
妙高市	0255-74-0009
五泉市	0250-43-3911

市町村	電話番号
上越市	025-520-5687
阿賀野市	0250-61-2473
佐渡市	0259-63-5112
魚沼市	025-792-1112
南魚沼市	025-773-6661
胎内市	0254-43-0301
聖籠町	0254-27-1952
弥彦村	0256-94-3132
田上町	0256-57-6115
阿賀町	0254-92-5761
出雲崎町	0258-78-2294
湯沢町	025-784-3453
津南町	025-765-3113
刈羽村	0257-45-3915
粟島浦村	0254-55-2111

※複数窓口をもつ長岡市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市は、代表窓口を掲載しています。
※代表窓口は、新潟市以外は市役所または町村役場内です。
※受付時間等、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

【県旅券窓口】
新潟県内の住民登録地から、住民登録地以外の市町村に通勤、通学等しているため、住民登録地での申請が困難な場合は、県の窓口で申請できます。この場合代理提出はできません。

■新潟県パスポートセンター（朱鷺メッセ内）
新潟市中央区万代島5番1号万代島ビル2階 025-290-6670
■長岡県民サービスセンター（長岡地域振興局内）
長岡市沖田2丁目173-2 0258-38-2525
■上越県民サービスセンター（上越地域振興局内）
上越市本城町5-6 025-526-9316
■佐渡県民サービスセンター（佐渡地域振興局内）
佐渡市相川二丁目浜町20-1 0259-74-3143

申請受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:30（受取は17:00まで） （土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）
--------	--

旅券発給手数料（新規・切替・残存有効期間同一）						
区 分		手数料		内 訳		
				国手数料	新潟県手数料	
				収入印紙	キャッシュレス決済・納付書	
		電子申請	窓口申請	電子申請とも	電子申請	窓口申請
10年		15,900円	16,300円	14,000円	1,900円	2,300円
5年	12才以上	10,900円	11,300円	9,000円	1,900円	2,300円
	12才未満	5,900円	6,300円	4,000円	1,900円	2,300円
残存有効期間同一		5,900円	6,300円	4,000円	1,900円	2,300円

※年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手料は、12歳の誕生日の前々日までに申請された方に適用されます。
※受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。
※新潟県手数料は①キャッシュレス決済（窓口でクレジットカード、電子マネー、コード決済）又は②納付書による金融機関での納付となります。

旅券（パスポート）申請のご案内

2025. 3. 24

新潟県

申請は、電子申請または窓口申請のいずれかの方法で行っていただきます。

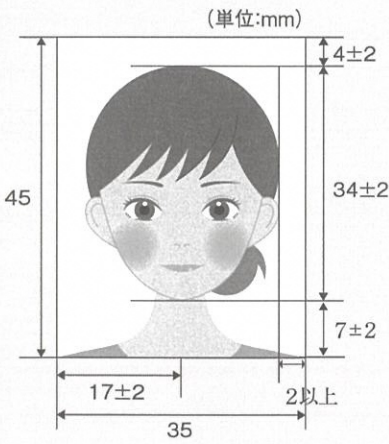
【電子申請】

署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードを用い、マイナポータルからオンラインで申請し、住民登録のある市町村窓口で旅券の交付を受けます。
※電子申請は、補正に時間がかかる場合があるため、お急ぎの場合は、窓口申請をご利用ください。

【窓口申請】

住民登録のある市町村窓口で紙の申請書を提出し、同じ窓口で旅券の交付を受けます。

【申請に必要な書類】（旅券発給手数料は旅券受取時に必要です。手数料については4ページをご覧ください。）

①一般旅券発給申請書 1通 ※折り曲げ厳禁	・申請書は5年旅券用と10年旅券用があります。 （申請時に18歳未満の方は5年旅券のみ申請できます。） ・旅券の記載事項（氏名、本籍等）に変更がある方、査証欄に余白のなくなった方で現在の有効旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一旅券用の申請書をお使いください。
②戸籍謄本 （全部事項証明書）1通 ※提出日前6か月以内に発行された原本	・有効期間内の旅券をお持ちで切替申請をする場合、氏名・本籍地の都道府県名に変更のない方は提出を省略できます。 ・電子申請では、戸籍とデータ連携されるため、紙での提出は不要です。 ※同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、1通で共用できます。
③写 真 1枚 （申請日前6か月以内に撮影されたもの） 	<写真の規格> ・たて45mmよこ35mm（頭頂からあごまで34mm±2mm、左右の余白2mm以上） ・本人のみが無帽で正面を向き、ふちなし、背景は模様や影がなく、グラデーションでないもの。 <旅券用写真として不適切なもの> ・顔が不鮮明な写真。変色、傷、汚れ、しわのある写真。スナップ写真。 ・左右反転や加工してある写真。 ・顔が左右に傾いている写真。 ・サングラスやマスクをつけている写真。 ・幅広いヘアバンドや大きな装飾品等で頭部や目、耳、鼻、唇等が隠れている写真。 ・眼鏡のフレームやレンズの光の反射が目にかかっている写真。 ・フラッシュ等により瞳が赤く写ったり、反射で瞳の形が分からない写真。 ・瞳の色や大きさを変えるコンタクトレンズ等を使用し、瞳の色や大きさが実際と異なる写真。 ・長い前髪や影により目や顔の輪郭が隠れる写真。 ・頭髪や服が背景と同系色で輪郭が見分けにくい写真。 ・泣いたり、笑ったりして、表情が平常と著しく異なる写真。 ※詳しい写真の規格は、外務省ホームページの「パスポート申請用写真の規格」を参照 
④本人確認の書類 有効な原本（コピーは不可） ※原則、本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。 代理人が提出する場合、「本人確認書類」は申請者と代理人両方の書類が必要です。 （代理人は右のうち1点で可）	①次のものは、いずれか1点 日本国旅券（失効後6ヶ月以内のものを含む）、マイナンバーカード 運転免許証、官公庁等の身分証明書（写真のあるもの）など ②次のものは、いずれか2点（イ＋ロ）または（イ＋イ）の書類 イ 各種資格確認書（健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療、船員保険等）、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書等、介護保険被保険者証、印鑑登録証明書と実印など ロ 次のうち写真が貼ってあるもの 学生証（中学生の生徒手帳は写真なしでも可）、会社の身分証明書 公の機関が発行した資格証明書、失効旅券（本人が確認できるもの）など ※小学生以下の場合「健康保険証＋母子健康手帳」など
⑤前回取得した旅券	・有効期限内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提示がないと申請できません。 ・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。

※その他 次の場合に提出が必要となります。

- ◎住民票 住民登録地以外の県内居住地で居所申請する場合
- ◎印 鑑 本人確認のために印鑑登録証明書を提出する場合

※有効旅券を紛失、焼失又は損傷した場合は、旅券窓口（4ページ参照）にお問い合わせください。
《ご注意》旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。（交付前の確認はできません）

お問い合わせ先

新潟県パスポートセンター 025-290-6670

